

ユニオンファンド 月次レポート

第205号

追加型投信／内外／株式 分配金再投資専用ファンド

2025年12月4日作成

MONTHLY TOPIC

怖がりすぎず、浮かれすぎず

タイミングを逃すと価値が大きく下がってしまうということがよくあります。今年は2025年ですが、2025は45の2乗だと知っていたのに、使う機会がないまま年末を迎えてしました。今ごろ言っても「だから何?」と返されるのがオチでしょう。タイミングが重要だというのは株式投資にも当てはまります。かつてバブルの頃、サラリーマン川柳だったかと思いますが、「古新聞 買えばよかった 株ばかり」という名作に思わず唸ったことがあります。まさに後の祭り。後悔先に立たず。(ついでに言えば、後悔後を絶たず。)

「買えばよかった株ばかり」のはずだったのに

1989年12月に日経平均株価が38,915円の最高値をつけて、株式バブルはピークを迎えました。当時は、「4万円超えは当然で、来年(1990年)には5万円も射程内、数年後には6万円もあるし10万円だってあり得る」などと言われたものです。経済自体が上り調子で、世界における日本の地位も高まるばかりでしたから、株価上昇が続くことに疑問を抱く人はほとんどいませんでした。

ところが皮肉なもので、「買えばよかった株ばかり」だったはずが、数年後には「古新聞 売ればよかった 株ばかり」になってしまったのでした。史上まれにみる大暴落が迫っているというのに誰もが上がる信じていた、というのは怖い話です。2009年3月、日経平均株価は7054.98円でようやく大底を付けます。高値から20年近くたっていました。タイミングは、切り取る時間の長短で良し悪しが変わってくる難しさがあります。

「売ればよかった株ばかり」からの大復活

今回の大相場の始まりは2012年11月14日だと言ってよいでしょう。民主党の野田首相が、自民党安倍総裁との党首討論で衆院解散を表明したときです。この日の日経平均株価は8664.73円。今からわずか13年前のことですが、株価はその後6倍近くに駆け上りました。過去30年余りを振り返りますと、株価の振れ幅の大きさに改めて驚かされます。しかし怖がり過ぎる必要はないと思います。上にも下にもあまりに異常な時期だったので。普通に上がり続ける時間の方が、本来はよほど長いものです。

新NISA開始以来、多くの方が株式投資を始められました。幸い、これまでのところ「やってよかった 新NISA」というところかと思います。株価上昇の恩恵を享受し、良い年末を迎えたなら、とてもうれしいことです。ただ、浮かれすぎることもよくありません。上げ方が速すぎれば転んだけがをしやすいし、けがが重ければ回復に時間がかかることがある、ということを頭の片隅に置いておくのがよいでしょう。

少し早いですが、よい新年お迎えになりますようお祈りしております。来年もよろしくお願ひいたします。

久保田 徹郎

◆このレポートは、ユニオン投信株式会社が「ユニオンファンド」に関する情報提供を目的として作成したものであり、当該投資信託受益権およびその他の有価証券の取得を勧誘するものではありません。また、「金融商品取引法」および「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく開示書類ではありません。◆当該投資信託の取得を希望される方は必ず投資信託説明書(交付目録見本)の内容をご確認のうえご自身の判断でお申し込み下さい。◆このレポートは信憑性が高いと判断した情報等に基づいて作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。また、記載された意見・見通し・評価結果等は作成日時点のものであり、将来の市場環境等の変動を保証するものではなく、将来予告なしに変更することがあります。

UNION FUND REPORT

ユニオンファンド運用状況

(2025年11月末現在)

基準価額

44,078円

純資産総額

163億15百万円

期間別騰落率(%)

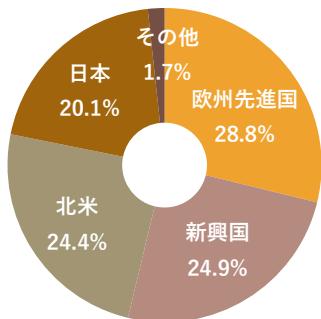
1ヶ月	1.47%
1年	15.59%
3年	44.86%
5年	64.80%
10年	106.28%
設定来	340.78%

複利年率(%)

9.05%

*騰落率は過去の実績値であって、将来の成績を約束するものではなく、また受益者ごとの購入時期によって異なります。
 *「複利年率」は、設定日から基準日までの騰落率を年率(複利)で表したものです。
 *設定来、分配の実績はありません。

地域別構成比



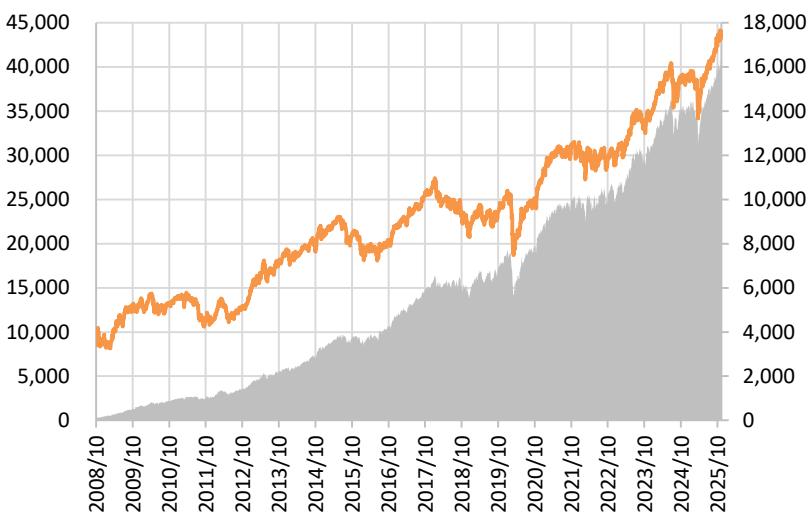
投資部分(現金等を除く)に占める比率

(2025年10月末現在)

基準価額と純資産総額の推移 (設定来、分配の実績はありません。)

基準価額(円)

純資産総額(百万円)



組入ファンドの内訳

ファンド名

主な地域

組入比率(%)

月間騰落率(%)※

さわかみ F	日本	4.5%	2.3%
スパークス F	日本	13.4%	7.0%
キャピタル F	欧米	21.1%	1.8%
ハリス F	欧米	19.1%	2.0%
コムジェスト・ヨーロッパ F	欧州	10.4%	-1.2%
コムジェスト・エマージング F	新興国	19.5%	-0.5%
現金等	-	12.1%	-

※ 謙落率はユニオンファンドの基準価額に反映する日付で計算

ファンドの特長

- ① 長期で「債券」の収益率を上回ると思われる「株式」に投資します
- ② 世界の経済成長を享受するため、「グローバル」な視点で投資します
- ③ 専門性の高い複数ファンドに投資する「ファンド・オブ・ファンズ」で運用します
- ④ 実績のある資産運用会社の「アクティブ」ファンドに投資します
- ⑤ 株価が割高と思われるときには現金比率を高め、割安局面での買い増しに備えます

◆このレポートは、ユニオン投信株式会社が「ユニオンファンド」に関する情報提供を目的として作成したものであり、当該投資信託受益権およびその他の有価証券の取得を勧誘するものではありません。また、「金融商品取引法」および「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく開示書類ではありません。◆当該投資信託の取得を希望される方は必ず投資信託説明書(交付目録見本)の内容をご確認のうえご自身の判断でお申し込み下さい。◆このレポートは信憑性が高いと判断した情報等に基づいて作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。また、記載された意見・見通し・評価結果等は作成日時点のものであり、将来の市場環境等の変動を保証するものではなく、将来予告なしに変更することがあります。

UNION FUND REPORT

2025年11月の市場動向と運用状況

投資環境

世界の株価は10月まで6か月連続上昇と好調でしたが、11月は全体に足踏み状態となりました。米国株は、巨額投資が続くAI関連企業の収益への警戒感や株価の割高感が広がっていたこと、FRB（連邦準備制度理事会）のメンバーのコメントが利下げに否定的だったことなどを受けて反落しました。月末に向けては、NY連銀総裁が利下げに前向きな発言をしたことをきっかけに一気に回復しましたが、月間では若干のマイナスが残りました。

日本株は、高市新政権の積極財政による成長期待から上昇してきましたが、11月に入り熱気はやや冷めました。むしろ、財政赤字の拡大を警戒して長期金利が上昇ピッチを速めしたことや、日銀の利上げ先送りによる円安でインフレ再燃が懸念されたこと、米国株が反落したことなどにより、日経平均株価は下落しました。ただ、10月まで出遅れ気味だったTOPIX（東証株価指数）や小型株などは上昇しました。

新興国株は、10月の上昇をけん引したAI関連株が反落した影響で、全体として軟調な推移となりました。欧州株は特に好材料もなく、ほぼ横ばいで終わりました。

為替市場では、引き続き日銀の利上げ姿勢が弱いと見られたことから、円は弱含みで推移しました。NY連銀総裁の発言を境に月末に向けて円は若干上昇したものの、月間ではドル高円安でした。

運用の状況

ユニオンファンドは小幅ながら値上がりしました。円安により円換算した株価が上昇したこと、相対的に堅調だった日本株を多めに保有していたこと、スパークスFを筆頭にコムジェストEU以外のファンドが市場の動きを上回ったことなどが寄与しました。売買は見送りました。月末の組入比率は87.9%と、前月と同じでした。

今後の見通し

前月のこの欄で予想したことが意外に早く市場の動きを左右し、株価を押し下げる場面がありました。要注意点として挙げたのは、米国の利下げへの強すぎる期待、AI関連企業の業績拡大への過度の楽観、株価の割高感などです。一方、インフレについては思いのほか安定しており、関税の影響はそれほど大きくなりませんでした。政府機関の閉鎖は、長引けば景気にマイナスと警戒されていましたが、多少長引いたものの解決しました。ただ、直近数か月の雇用や物価に関する統計は不完全で、金融政策の判断は難しいままとなっています。全体として、上げ過ぎの反動で株価の動きは鈍りましたが大きな混乱には至らず、株価の上昇基調はまだ続いていると思っています。

また、日本株については、高市政権の拡張的経済政策の持つ副作用として、インフレ再燃や長期金利上昇といったリスクを挙げましたが、株価上昇が速すぎたと思われる日経平均株価は反落したものの、他の多くの株価指数は上昇傾向を保っており、こちらも大きな問題とはなっていません。

肝心の企業業績は、特に米国が引き続き好調です。世界的な金融緩和基調もすぐに変わることはないと思います。上下の振れ幅が大きくなる可能性はありますから楽観しすぎるのは避けたいところですが、株価の上昇傾向がいましばらく続く可能性が大きいのではないかと考えています。

運用責任者 久保田徹郎

◆このレポートは、ユニオン投信株式会社が「ユニオンファンド」に関する情報提供を目的として作成したものであり、当該投資信託受益権およびその他の有価証券の取得を勧誘するものではありません。また、「金融商品取引法」および「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく開示書類ではありません。◆当該投資信託の取得を希望される方は必ず投資信託説明書(交付目論見書)の内容をご確認のうえご自身の判断でお申し込み下さい。◆このレポートは信憑性が高いと判断した情報等に基づいて作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。また、記載された意見・見通し・評価結果等は作成日時点のものであり、将来の市場環境等の変動を保証するものではなく、将来予告なしに変更することがあります。

さわかみファンド

基準価額の推移



組入銘柄トップ10

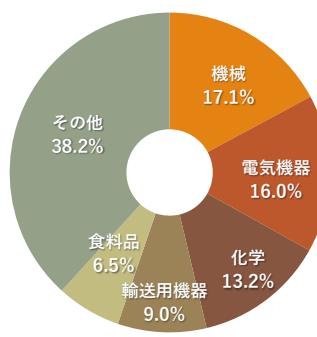
組入銘柄等	比率	国籍	業種	業務内容等
1 INPEX	3.7%	日本	鉱業	石油・天然ガス開発
2 信越化学工業	3.4%	日本	化学	塩ビ・シリコンエバーワールド大手
3 スズキ	3.2%	日本	輸送用機器	自動車、自動二輪車
4 ダイキン工業	3.0%	日本	機械	エアコン世界大手
5 ディスク	2.9%	日本	機械	半導体等の切削・研磨装置
6 セブン＆アイHD	2.4%	日本	小売業	大手総合小売業
7 トヨタ自動車	2.2%	日本	輸送用機器	自動車世界大手
8 日立製作所	2.2%	日本	電気機器	総合電機世界大手
9 ソニーグループ	2.1%	日本	電気機器	ゲーム・音楽・映画・電子機器等
10 アサヒグループHD	2.1%	日本	食料品	大手酒類・飲料メーカー
上位10銘柄	27.2%	現金等	19.3%	

※ 業種：東証33業種、構成比：投資部分(現金等を除く)に占める比率 <2025年11月末現在>

国別構成比



業種別構成比



スパークスF (スパークス・集中投資・日本株ファンドS)

基準価額の推移



組入銘柄トップ10 (マザーファンド) ※組入比率の記載はなし。証券コード順。

組入銘柄等	比率	国籍	業種	業務内容等
ライフルドリンク カンパニー		日本	食料品	水、お茶、炭酸飲料
上村工業		日本	化学	メキ用化学品大手
メック		日本	化学	電子基板用薬品
横浜ゴム		日本	ゴム製品	大手タイヤメーカー
MARUWA		日本	ガラス・土石製品	セラミック基板世界トップ
マックス		日本	機械	鉄筋結束機、ステーブラー
山洋電気		日本	電気機器	冷却ファン・サーボモーター等
SBIホールディングス		日本	証券・商品先物取引業	金融持ち株会社
トーセイ		日本	不動産業	不動産流動化、開発・賃貸等
テレビ東京		日本	情報・通信業	日本経済新聞系の民放
現金等	3.2%			

※ 業種：東証33業種、構成比：投資部分(現金等を除く)に占める比率 <2025年10月末現在>

国別構成比(マザーファンド)

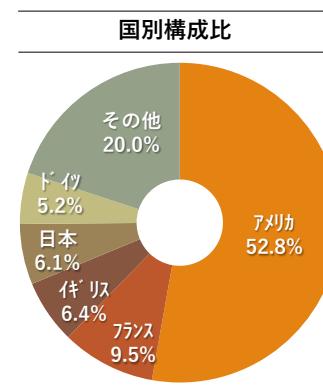


業種別構成比(マザーファンド)



◆このレポートは、ユニオン投信株式会社が「ユニオンファンド」に関する情報提供を目的として作成したものであり、当該投資信託受益権およびその他の有価証券の取得を勧誘するものではありません。また、「金融商品取引法」および「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく開示書類ではありません。◆当該投資信託の取得を希望される方は必ず投資信託説明書(交付目論見書)の内容をご確認のうえご自身の判断でお申し込み下さい。◆このレポートは信憑性が高いと判断した情報等に基づいて作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。また、記載された意見・見通し・評価結果等は作成日時点のものであり、将来の市場環境等の変動を保証するものではなく、将来予告なしに変更することができます。

キャピタルF (キャピタル・グループ・グローバル・エクイティ・ファンド(LUX)クラスZ)

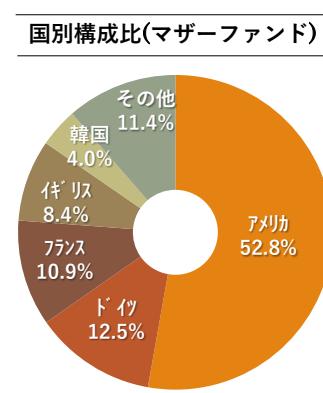


組入銘柄トップ10

組入銘柄等	比率	国籍	業種	業務内容等
1 Broadcom	4.5%	アメリカ	情報技術	無線・通信向け半導体等
2 Microsoft	3.9%	アメリカ	情報技術	世界最大のコンピューター・ソフト
3 Alphabet	3.8%	アメリカ	コミュニケーション・サービス	グーグルの持株会社
4 Apple	2.8%	アメリカ	情報技術	デジタル機器・ソフト大手
5 TSMC	2.6%	台湾	情報技術	半導体メーカー
6 JPMorgan Chase	2.3%	アメリカ	金融	世界大手総合金融グループ
7 General Electric	2.2%	アメリカ	資本財・サービス	航空機エンジン
8 Safran	2.0%	フランス	資本財・サービス	航空・宇宙・防衛用エンジン等
9 ASML	1.8%	オランダ	情報技術	半導体製造装置メーカー
10 AstraZeneca	1.6%	イギリス	ヘルスケア	薬品会社
上位10銘柄	27.5%	現金等	5.0%	

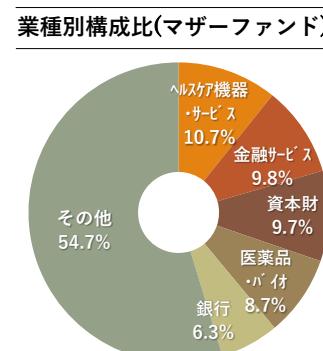
※ 業種：MSCI世界産業分類基準の11セクター、構成比：投資部分(現金等を除く)に占める比率 <2025年10月末現在>

ハリスF (ALAMCOハリス グローバル バリュー株ファンド2007)



組入銘柄トップ10 (マザーファンド)

組入銘柄等	比率	国籍	業種	業務内容等
1 アイキューヴィア	3.6%	アメリカ	医薬品・バイオ	薬品会社向け臨床研究・試験等
2 ベクトン・ディッキンソン	3.2%	アメリカ	ヘルスケア機器・サービス	医療用品、実験機器、診断機器
3 シスコ	2.8%	アメリカ	生活必需品流通・小売	大手食品流通会社
4 アディダス	2.7%	ドイツ	耐久消費財・アパレル	スポーツウェア世界大手
5 エアビーアンドビー	2.6%	アメリカ	消費者サービス	民泊仲介サイト
6 BMW	2.6%	ドイツ	自動車・自動車部品	自動車世界大手
7 グレンコア	2.6%	イギリス	素材	鉱山開発・商品取引
8 BNPパリバ	2.5%	フランス	銀行	フランス大手銀行
9 ジュリアス・ベア	2.4%	スイス	金融サービス	ブライバートバンク
10 ケリング	2.3%	フランス	耐久消費財・アパレル	高級ファッショングループ大手
上位10銘柄	27.2%	現金等	3.9%	



※ 業種：MSCI世界産業分類基準の25産業グループ、構成比：投資部分(現金等を除く)に占める比率 <2025年10月末現在>

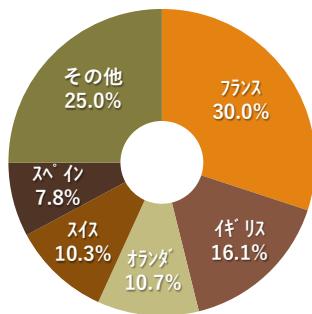
◆このレポートは、ユニオン投信株式会社が「ユニオンファンド」に関する情報提供を目的として作成したものであり、当該投資信託受益権およびその他の有価証券の取得を勧誘するものではありません。また、「金融商品取引法」および「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく開示書類ではありません。◆当該投資信託の取得を希望される方は必ず投資信託説明書(交付目論見書)の内容をご確認のうえご自身の判断でお申し込み下さい。◆このレポートは信憑性が高いと判断した情報等に基づいて作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。また、記載された意見・見通し・評価結果等は作成日時点のものであり、将来の市場環境等の変動を保証するものではなく、将来予告なしに変更することができます。

コムジェスト・ヨーロッパF (コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド 90)

基準価額の推移



国別構成比(マザーファンド)



組入銘柄トップ10 (マザーファンド)

組入銘柄等	比率	国籍	業種	業務内容等
1 ASML	6.1%	オランダ	情報技術	半導体製造装置メーカー
2 SCHNEIDER ELECTRIC	5.7%	フランス	資本財・サービス	電気設備、エネルギー管理
3 AIR LIQUIDE	5.4%	フランス	素材	産業ガス世界大手
4 ESSIOLUXOTTICA	4.7%	フランス	ヘルスケア	光学製品
5 SAP	4.3%	ドイツ	情報技術	ビジネス向けソフトウェア大手
6 INDITEX	4.3%	スペイン	一般消費財・サービス	アパレルメーカー
7 LONDON STOCK EXCHANGE	4.1%	ギリス	金融	金融市場のデータ・インフラ
8 NOVONESIS	4.0%	デンマーク	素材	食品用酵素・微生物等
9 L'OREAL	3.7%	フランス	生活必需品	化粧品世界最大手
10 ALCON	3.6%	スイス	ヘルスケア	眼科医療機器・薬剤
上位10銘柄	45.8%	現金等		1.3%

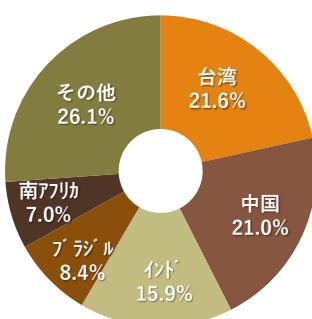
※ 業種：MSCI世界産業分類基準の11セクター、構成比：投資部分(現金等を除く)に占める比率 <2025年11月末現在>

コムジェスト・エマージングF (コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド 95)

基準価額の推移



国別構成比(マザーファンド)



組入銘柄トップ10 (マザーファンド)

組入銘柄等	比率	国籍	業種	業務内容等
1 TSMC ADR	9.1%	台湾	情報技術	半導体メーカー
2 TENCENT	7.9%	中国	コミュニケーション・サービス	ソーシャルネットワーキング等
3 DELTA ELECTRONICS	7.5%	台湾	情報技術	電源、変圧器
4 MERCADOLIBRE	5.5%	アルゼンチン	一般消費財・サービス	中南米中心のEコマース企業
5 SK HYNIX	5.2%	韓国	情報技術	半導体メーカー
6 DISCOVERY	3.6%	南アフリカ	金融	南アフリカの保険会社
7 CAPITEC BANK	3.3%	南アフリカ	金融	南アフリカの銀行
8 SHRIRAM FINANCE	3.2%	インド	金融	自動車など消費者金融サービス
9 BAJAJ FINANCE	3.2%	インド	金融	各種金融サービス
10 LOCALIZA RENT A CAR	3.1%	ブラジル	資本財・サービス	南米最大のレンタカーカンパニー
上位10銘柄	51.5%	現金等		1.8%

※ 業種：MSCI世界産業分類基準の11セクター、構成比：投資部分(現金等を除く)に占める比率 <2025年11月末現在>

◆このレポートは、ユニオン投信株式会社が「ユニオンファンド」に関する情報提供を目的として作成したものであり、当該投資信託受益権およびその他の有価証券の取得を勧誘するものではありません。また、「金融商品取引法」および「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく開示書類ではありません。◆当該投資信託の取得を希望される方は必ず投資信託説明書(交付目論見書)の内容をご確認のうえご自身の判断でお申し込み下さい。◆このレポートは信憑性が高いと判断した情報等に基づいて作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。また、記載された意見・見通し・評価結果等は作成日時点のものであり、将来の市場環境等の変動を保証するものではなく、将来予告なしに変更することができます。

NOTICE

業務管理部からのお知らせ

年末年始のお知らせ

年末年始の営業日・営業時間および取引受付時間は、以下のとおりとなります。

	営業日	営業時間	取引受付時間
年末	2025年12月30日まで	9:00 ~ 17:00	15:30まで
年始	2026年1月5日から		

※ ファンドを換金（解約）されるお客様で、年内に解約代金お受取りをご希望される場合は、

12月23日（火）15時30分まで にお申し込みください。

※ NISA 口座でお取引をいただいているお客様で、2025 年分の年間投資枠での買付をご希望される場合は、**12月25日（木）15時30分まで** にお申し込みください。

（弊社にてお取引いただける NISA 口座の年間投資枠は、「成長投資枠」の 240 万円です。）

目論見書の改定について

2025年12月27日にユニオンファンドの目論見書を改定いたします。

- ◎ 同日以降、新たな交付目論見書、請求目論見書を弊社ホームページへ掲載いたします。
- ◎ 今回の目論見書改定において重要な事項に変更はありません。
- ◎ 「目論見書不交付の同意」をされているお客様への新たな交付目論見書の交付は省略させていただきます（交付をご希望の場合は、弊社業務管理部までお申し出ください。）。

個人番号（マイナンバー）制度について

2016年より開始されております「マイナンバー制度」に伴い、同年より前に口座開設されたお客様へ、法令に基づき「個人番号（マイナンバー）ご提供のお願い」により、マイナンバーをご提供いただいております。

該当されるお客様で、まだ弊社までご提供いただけていない方、ご提供の際の書類漏れなどで受付できずには返却させていただきました方におかれましては、2022年1月1日以後最初にご解約されるときまたは分配金再投資があるときまでに、マイナンバーをご提供いただく必要がございます。引き続き「個人番号届出書」と「個人番号確認書類」のご提出を、何卒よろしくお願ひいたします。

※マイナンバーご提供に関する書類をご請求される場合は、弊社業務管理部（TEL:0263-38-0725）までお電話いただかず、弊社ホームページの「資料請求・お問い合わせフォーム」よりお問い合わせください。

◆このレポートは、ユニオン投信株式会社が「ユニオンファンド」に関する情報提供を目的として作成したものであり、当該投資信託受益権およびその他の有価証券の取得を勧誘するものではありません。また、「金融商品取引法」および「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく開示書類ではありません。◆当該投資信託の取得を希望される方は必ず投資信託説明書(交付目論見書)の内容をご確認のうえご自身の判断でお申し込み下さい。◆このレポートは信憑性が高いと判断した情報等に基づいて作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。また、記載された意見・見通し・評価結果等は作成日時点のものであり、将来の市場環境等の変動を保証するものではなく、将来予告なしに変更することがあります。

NISA 口座をご利用いただいているお客様へ、新たな報告書発送のお知らせ

法令に基づき、お客様が年間 NISA 口座で保有する投資信託について、間接的にご負担いただいた信託報酬等の費用・報酬の概算額を「NISA に関するお客様にご負担いただいた費用・報酬のお知らせ」として、2026年1月の発送より、年1回毎年1月になりましたらご報告申し上げます。

今回は 2025 年末時点で残高を保有するファンドを通知対象としております。ご負担いただいた信託報酬等の金額は、年初残高と年末残高の評価額から簡便な方法によって計算しております。お客様が間接的にご負担された金額の目安としてご理解ください。

信託報酬等は、お客様から直接お支払いいただくものではありません。ファンドの運用・管理にかかる費用として日々算出され、間接的にご負担いただいている、基準価額（ファンドの価値）は、この信託報酬等が差し引かれた後の値となります。信託報酬等の詳細は、投資信託説明書（目論見書）をご覧ください。

非課税上場株式等管理および特定非課税累積投資に関する約款の改定

「非課税上場株式等管理および特定非課税累積投資に関する約款」を以下のとおり改定いたします。

- ・廃止通知書添付時の非課税口座開設および勘定設定時期の変更（取引開始時期に変更はありません。）
※これに伴い、重複して勘定が設けられることもあることから、その取扱いも定めております。
 - ・法令改正による条項ずれの対応

を行います。

2025.12.19 改定

(下線部 は改定部分)

新	旧
非課税上場株式等管理および特定非課税累積投資に関する約款	非課税上場株式等管理および特定非課税累積投資に関する約款
第1条(略)	第1条(同左)
第2条【非課税口座開設届出書等の提出等】 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社の定める日までに、当社に対して措置法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の金融商品取引業者または登録金融機関(以下「金融商品取引業者等」といいます。)において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則(以下「措置法施行規則」といいます。)第18条の15の3 第20項 において準用する措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示(当社が認める提示に限ります。)して、氏名、生年月日、住所および	第2条【非課税口座開設届出書等の提出等】 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社の定める日までに、当社に対して措置法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の金融商品取引業者または登録金融機関(以下「金融商品取引業者等」といいます。)において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則(以下「措置法施行規則」といいます。)第18条の15の3 第19項 において準用する措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示(当社が認める提示に限ります。)して、氏名、生年月日、住所および

◆このレポートは、ユニオン投信株式会社が「ユニオンファンド」に関する情報提供を目的として作成したものであり、当該投資信託受益権およびその他の有価証券の取得を勧誘するものではありません。また、「金融商品取引法」および「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく開示書類ではありません。◆当該投資信託の取得を希望される方は必ず投資信託説明書(交付目論見書)の内容をご確認のうえご自身の判断でお申し込み下さい。◆このレポートは信憑性が高いと判断した情報等に基づいて作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。また、記載された意見・見通し・評価結果等は作成日時点のものであり、将来の市場環境等の変動を保証するものではなく、将来予告なしに変更することがあります。

新	旧
個人番号(お客様が租税特別措置法施行令(以下「措置法施行令」といいます。)第25条の13 <u>第33項</u> の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。)を告知し、措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。	個人番号(お客様が租税特別措置法施行令(以下「措置法施行令」といいます。)第25条の13 <u>第32項</u> の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。)を告知し、措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。
2. ~6. (略) 第3条(略) 第3条の2【特定累積投資勘定の設定】 (略) 2. 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、 <u>これらの書類の提出</u> があった日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に <u>提出</u> があった場合には、同日)において設けられます。	2. ~6. (同左) 第3条(同左) 第3条の2【特定累積投資勘定の設定】 (同左) 2. 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、 <u>所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供</u> があった日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に <u>提供</u> があった場合には、同日)において設けられます。
第3条の3～第5条の2(略) 第5条の3【特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲】 (略) (1)(略) (2) 措置法施行令第25条の13 <u>第32項</u> において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する上場株式等 2. (略)	第3条の3～第5条の2(同左) 第5条の3【特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲】 (同左) (1)(同左) (2) 措置法施行令第25条の13 <u>第31項</u> において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する上場株式等 2. (同左)
第5条の4～第6条の3(略) 第7条【非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知】 措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、措置法施行令第25条の13第12項第1号、第4号および第11号(措置法施行令第25条の13第29項または <u>第32項</u> において準用する場合を含みます。以下この条において同じ。)に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号および第11号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に受け入れなかつたものであつて、これらの勘定に受け入れた後直ちに当該これらの勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座(他の株式等の振替口座簿への記載または記録に係る口座をいいます。)への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により	第5条の4～第6条の3(同左) 第7条【非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知】 措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、措置法施行令第25条の13第12項第1号、第4号および第11号(措置法施行令第25条の13第29項または <u>第31項</u> において準用する場合を含みます。以下この条において同じ。)に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号および第11号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に受け入れなかつたものであつて、これらの勘定に受け入れた後直ちに当該これらの勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座(他の株式等の振替口座簿への記載または記録に係る口座をいいます。)への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により

◆このレポートは、ユニオン投信株式会社が「ユニオンファンド」に関する情報提供を目的として作成したものであり、当該投資信託受益権およびその他の有価証券の取得を勧誘するものではありません。また、「金融商品取引法」および「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく開示書類ではありません。◆当該投資信託の取得を希望される方は必ず投資信託説明書(交付目録見本)の内容をご確認のうえご自身の判断でお申し込み下さい。◆このレポートは信憑性が高いと判断した情報等に基づいて作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。また、記載された意見・見通し・評価結果等は作成日時点のものであり、将来の市場環境等の変動を保証するものではなく、将来予告なしに変更することがあります。

新	旧
<p>効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しのあった上場株式等の措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>第7条の2【非課税口座開設後に重複していることが判明した場合の取扱い】</p> <p>お客様が当社に対して「非課税口座開設届出書」の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座<u>または非課税口座に設定した勘定が重複している</u>ことが判明し、当該非課税口座が措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合<u>または当該勘定が同条第22項の規定により特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合</u>、当該非課税口座に該当しない口座<u>または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しない勘定</u>で行っていた取引については、その開設<u>または設定</u>のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。</p> <p>お客様が特定口座を開設している場合には、その後、当社において速やかに当該特定口座への移管を行うことといたします。</p> <p>第8条～第9条(略)</p> <p>第10条【非課税口座の廃止】</p> <p>(略)</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2)措置法第37条の14<u>第23項</u>第1号に規定する「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに措置法第37条の14<u>第25項</u>に規定する「(非課税口座)帰国届出書」の提出をしなかった場合 措置法第37条の14<u>第27項</u>の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があつたものとみなされた日(5年経過する日の属する年の12月31日)</p> <p>(3)措置法第37条の14<u>第23項</u>第2号に規定する届出書(「出国届出書」)の提出があつた場合 出国日</p> <p>(4)お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した場合を除きます。) 措置法第37条の14<u>第27項</u>の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があつたものとみなされた日(出国日)</p> <p>(5)～(7)(略)</p> <p>第11条～第12条(略)</p>	<p>効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しのあった上場株式等の措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>第7条の2【非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い】</p> <p>お客様が当社に対して「非課税口座開設届出書」の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。お客様が特定口座を開設している場合には、その後、当社において速やかに当該特定口座への移管を行うことといたします。</p>
	<p>第8条～第9条(同左)</p> <p>第10条【非課税口座の廃止】</p> <p>(同左)</p> <p>(1)(同左)</p> <p>(2)措置法第37条の14<u>第22項</u>第1号に規定する「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに措置法第37条の14<u>第24項</u>に規定する「(非課税口座)帰国届出書」の提出をしなかった場合 措置法第37条の14<u>第26項</u>の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があつたものとみなされた日(5年経過する日の属する年の12月31日)</p> <p>(3)措置法第37条の14<u>第22項</u>第2号に規定する届出書(「出国届出書」)の提出があつた場合 出国日</p> <p>(4)お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した場合を除きます。) 措置法第37条の14<u>第26項</u>の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があつたものとみなされた日(出国日)</p> <p>(5)～(7)(同左)</p> <p>第11条～第12条(同左)</p>
	以上

以上

◆このレポートは、ユニオン投信株式会社が「ユニオンファンド」に関する情報提供を目的として作成したものであり、当該投資信託受益権およびその他の有価証券の取得を勧誘するものではありません。また、「金融商品取引法」および「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく開示書類ではありません。◆当該投資信託の取得を希望される方は必ず投資信託説明書(交付目録見本)の内容をご確認のうえご自身の判断でお申し込み下さい。◆このレポートは信憑性が高いと判断した情報等に基づいて作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。また、記載された意見・見通し・評価結果等は作成日時点のものであり、将来の市場環境等の変動を保証するものではなく、将来予告なしに変更することがあります。

RISK AND FEE

ユニオンファンドのリスク・手数料

『ユニオンファンド』のリスク

－ 詳しくは、「投資信託説明書（交付目論見書）」の「投資リスク」をご覧ください。－

ユニオンファンドは、主に国内外の株式などに投資する投資信託証券等に投資するファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。組入れる投資信託証券等は、株価変動、金利変動や債券発行者の経営・財務状況の変化等で値動きします。また、為替相場の影響を受ける投資信託証券等もあるため、ファンドの基準価額も変動し、損失を被ることがあります。したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

当ファンドの主なリスクは、「価格変動リスク」、「為替変動リスク」、「カントリーリスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」です。

『ユニオンファンド』の手数料等

－ 詳しくは、「投資信託説明書（交付目論見書）」の「手続・手数料等」をご覧ください。－

申込手数料 お申込みにあたって弊社にお支払いただく手数料はありません。

※スポット購入時の購入用口座への振込手数料はお客様負担となります。

換金手数料 ご換金（解約）にあたって弊社にお支払いただく手数料はありません。

信託財産留保額 ありません。

信託報酬 純資産総額に年 0.88%（税抜 年 0.8%）の率を乗じた額です。

毎日、信託財産の費用として計上され、基準価額に反映されます（基準価額は信託報酬控除後の価額です）。

[*実質的な信託報酬（概算）：純資産総額に対して年 $1.8\% \pm 0.3\%$ （税込）]

*実質的な信託報酬の率は、『ユニオンファンド』が投資対象とする投資信託証券でかかる信託報酬を含めたものです。あくまでも目安であり、組入状況により変動します。

※信託報酬にかかる税金は、税法等が改正等された場合、変更になることがあります。

その他の費用 上記のほか、次の手数料・費用等が信託財産の費用として計上され、基準価額に反映されます。

①組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料（消費税等相当額の費用を含みます。）

②信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息、監査法人から監査を受けるための費用（監査費用）（消費税等相当額を含みます。）

※監査費用は弊社が一部または全部を負担することがあります。

◆このレポートは、ユニオン投信株式会社が「ユニオンファンド」に関する情報提供を目的として作成したものであり、当該投資信託受益権およびその他の有価証券の取得を勧誘するものではありません。また、「金融商品取引法」および「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく開示書類ではありません。◆当該投資信託の取得を希望される方は必ず投資信託説明書（交付目論見書）の内容をご確認のうえご自身の判断でお申し込み下さい。◆このレポートは信憑性が高いと判断した情報等に基づいて作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。また、記載された意見・見通し・評価結果等は作成日時点のものであり、将来の市場環境等の変動を保証するものではなく、将来予告なしに変更することがあります。